

火災予防上の命令を受けている防火対象物一覧表

令和 7 年 3 月 25 日現在

No	項目	内容
1	防火対象物の所在地	那覇市辻 1 丁目 2 番 11 号
	防火対象物の名称	ワンルームニコニコ
	命令を受けた者	株式会社 KA.MI.FU. 企画 代表取締役 生田 栄作
	命令事項	建物全体に自動火災報知設備を設置すること
	命令発令日	令和 6 年 9 月 12 日
	所轄消防署名	西消防署
2	防火対象物の所在地	那覇市泉崎 1 丁目 17 番 16 号
	防火対象物の名称	プリシード泉崎
	命令を受けた者	島袋 宏一
	命令事項	建物全体に自動火災報知設備を設置すること
	命令発令日	令和 7 年 1 月 16 日
	所轄消防署名	西消防署
3	防火対象物の所在地	那覇市首里赤平町 1 丁目 35 番地
	防火対象物の名称	有料老人ホーム 首里苑 1 号館
	命令を受けた者	末吉 正弘 有限会社 桃の木会 代表取締役 末吉 正弘
	命令事項	(1) スプリンクラー設備の消火ポンプ動作不良及び 2 階のスプリンクラー配管脱落について、設備が正常に機能するよう改修すること。また、消火ポンプ、末端試験弁にその旨の標識を設置すること。 (2) 特定小規模施設用自動火災報知設備について、1 階の感知器が取り外されている箇所、また台所、脱衣室及び 2 階部分が未警戒となっているため、その使用場所に適応する感知器を設けること。 (3) 設置されている自動火災報知設備と消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置)を連動させ、直近に連動停止装置を設けること。
	命令発令日	令和 7 年 3 月 25 日
	所轄消防署名	中央消防署

4	防火対象物の所在地	那覇市首里赤平町2丁目12番6号
	防火対象物の名称	有料老人ホーム 首里苑2号館
	命令を受けた者	末吉 洋子 有限会社 桃の木会 代表取締役 末吉 正弘
	命令事項	(1) スプリンクラー設備の消火ポンプ動作不良であるため、設備が正常に機能するよう改修すること。また、消火ポンプ、末端試験弁にその旨の標識を設置すること。 (2) 施設内に設置されている特定小規模施設用自動火災報知設備のすべての感知器を正常に作動するよう改修し、1階増築部分に感知器を設置すること。 (3) 設置されている自動火災報知設備と消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置)を連動させ、直近に連動停止装置を設けること。
	命令発令日	令和7年3月25日
	所轄消防署名	中央消防署
5	防火対象物の所在地	那覇市首里汀良町2丁目34番地
	防火対象物の名称	有料老人ホーム 首里苑3号館
	命令を受けた者	末吉 慶光 有限会社 桃の木会 代表取締役 末吉 正弘
	命令事項	(1) スプリンクラー設備の消火ポンプ動作不良であるため、設備が正常に機能するよう改修すること及び消火ポンプ、末端試験弁にその旨の標識を設置すること。また、末端試験弁に圧力計を設けること。 (2) 特定小規模施設用自動火災報知設備について、すべての感知器を正常に作動するよう改修し、居室、脱衣室が未警戒となっているため、その使用場所に適応する感知器を設けること。 (3) 設置されている自動火災報知設備と消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置)を連動させ、直近に連動停止装置を設けること。
	命令発令日	令和7年3月25日
	所轄消防署名	中央消防署